

(仮称) 尾張一宮 P A 周辺土地区画整理事業事業化検討パートナー募集 質問回答表

No.	受付日	質問事項	回答
1	R8. 8. 7	募集要項P8 の下記（ア）～（キ）資料の開示をお願いします。また、2025 年度に発注した「尾張一宮 PA 周辺地区 区画整理事業調査業務委託」における調査結果は（キ）その他、市が提供を認める資料に含まれるかご教示ください。 （ア）現況測量結果 （イ）地権者意向調査結果（個人情報を除く。） （ウ）概略設計図（平面図） （エ）現況インフラ等基礎条件図（平面図） （オ）事業化スケジュール （カ）関係機関協議状況資料 （キ）その他、市が提供を認める資料	資料の開示は、「4 参加意向表明書等（2）参加資格の審査」の提案者に行います。 また、左記業務の調査結果については、業務履行中につき全てを提供することはできませんが、必要と認められる資料を提供することは可能です。なお、提供を希望される資料については、質問書に詳細を記載の上、ご提出ください。
2	R8. 8. 7	募集要項P2 の 覚書の解除について、下記認識でよろしいでしょうか？ パートナー選定後、諸事情により本覚書の履行が困難となった場合は、発起人会との協議を経て、無条件で本覚書を解除できるものと解釈してよろしいでしょうか。なお、当該解除に際しては、当事者は相互に違約金、損害賠償、その他一切の金銭的支払および法的責任を負わないものと解釈してよろしいでしょうか。	覚書の解除については無条件ではなく、「2 募集の概要（8）覚書の解除等エ」の通り、発起人会との協議の上、履行が困難と認められる場合に解除できるものです。 また、解除に際する金銭的支払及び法的責任についても同様に発起人会との協議の上、決めることを考えております。
3	R8. 8. 7	募集要項P4 の 配置技術者の要件について 「技術士、土地区画整理士、一級土木施工管理技士等の資格保有者を配置すること」とありますが、本事業を円滑に推進するため、配置技術者は上記資格のうち、いずれか 1 名以上の保有者が選任されていれば足りるものと解釈してよろしいでしょうか。	提案を実現できるよう必要と判断される資格の保有者を配置してください。ただし、人数は要件にしておりません。

No.	受付日	質問事項	回答
4	R8.8.7	募集要項P4 の配置技術者及び実施体制の変更について パートナー選定後、諸事情により配置技術者を変更せざるを得ない場合、上記資格を有する別の技術者に交代することは可能でしょうか。また、その際の交代手続きは、事前の届出をもって任意に行えるものと解釈してよろしいでしょうか。	変更する理由の提示及び同等の資格を有する技術者の交代については、発起人会との協議の上、決めることを考えております。
5	R8.8.7	募集要項P3 の3者協定の協定書を確定次第、別途定めるとありますが、開示時期を教えてください。	3者協定の締結時期については、決まり次第お知らせします。
6	R8.8.7	募集要項P3 の将来の土地区画整理事業における業務代行予定者又は業務代行者は、再度公募にて選定される認識でよろしいでしょうか。	「2募集の概要(10)ウ」のとおり、公募することを予定しています。
7	R8.8.7	覚書および3者協定の案がありましたら、開示をお願い致します。	覚書及び3者協定の内容については、最優秀提案者、発起人会、市との協議の上、決めることを考えておりますので開示できません。
8	R8.8.7	覚書が解除された場合、3者協定も解除され则认为てよろしいでしょうか。	3者協定の解除は、事業化検討パートナー、発起人会、市との協議の上、決めることを考えております。
9	R8.8.7	募集要項P2 の事業化検討パートナーの検討内容である各項目は検討、助言が主たる業務であり、土地利用計画図の作成など費用が発生する作業は、一宮市発注の委託業務（尾張一宮 PA周辺地区 区画整理事業調査業務委託など）に含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	R8.8.7	共同企業体の構成員のすべての企業が「3 参加資格(1)及び(3)」の要件を満たす必要がありますでしょうか。それとも共同企業体として「3 参加資格(1)及び(3)」を満たせばよいがご教示ください。	共同企業体の場合、構成員のすべての企業が「3 参加資格(1)」の要件を満たしている必要があります。また、「3 参加資格(3)」については、共同企業体のうち、いずれかの企業が要件を満たす必要があります。

No.	受付日	質問事項	回答
11	R8.8.7	対話会の発起人会側の出席予定者及び提案者側の出席可能人数をご教授ください。	対話会の出席は、発起人会は5名、提案者側は5名を予定しています。
12	R8.8.7	質問書②（様式9）について、募集要項では「第2回対話会に関する質問及び参加希望の有無」と記載がありますが、質問書②（様式9）の本文を見ると、事業化検討パートナー募集に関する質問となっております。質問書②（様式9）に記載する質問は、事業化検討パートナー募集（対話会含む）に関する質問として理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、第2回対話会の参加希望する提案者は、対話会で質問する内容を記載の上、必ず提出してください。
13	R8.8.7	質問に対する回答の期日をご教授ください。また質問書②の回答もウェブサイトに掲載されるのでしょうか。ご教示ください。	回答期日については、回答が確定次第、速やかに回答し、発起人会及び市ウェブサイトにて公表いたします。 また、質問書①②に関わらず「8質問の受付及び回答（3）」に記載のとおり、質問者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある質問については、ウェブサイトにて公表いたしません。
14	R8.8.7	対話会における資料提出は第2回対話会と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	R8.8.7	提案書の説明（プレゼンテーション及びヒアリング）で使用する資料は、提出した提案書に限るとあるが、提出した6枚の資料から趣旨は変えずに、説明用に図表等を見やすく大きさを調整し、文章を簡潔にわかりやすく変更することは可能かご教示ください。また、提案書の説明の際（プレゼンテーション及びヒアリング）に使用する資料のページ枚数制限はあるかご教示ください。	提出した資料を説明用に調整することは可能です。また、調整後におけるページ数の制限はありません。